

米子市単独事業の特別医療費受給資格証について

【精神障害者保健福祉手帳 2・3級の方】

☆☆ 対象の方 ☆☆

次の要件をすべて満たしている方

- ◇ 精神障害者保健福祉手帳2級または3級の方
- ◇ 世帯全員及び扶養義務者等が住民税非課税の方
- ◇ 70歳未満の方（後期高齢者医療制度の被保険者を除く）
※70歳の誕生月の月末までの医療費を助成します。
（1日生まれの人は前月分まで）

医療機関・調剤薬局
で請求額を払います

☆☆ 申請手続きに必要な書類 ☆☆

- ◇ 精神障害者保健福祉手帳（精神手帳）
- ◇ 健康保険証
- ◇ 受給者の印章（本人、同一世帯員が手続きされる場合は不要）
- ◇ 代理人が手続きをされる場合は、代理人の本人確認書類

市役所市民二課
（1階6番）または
淀江支所で、払い戻し
の手続きをします
※月ごとでまとめてくだ
さい。

☆☆ 助成を受ける方法 ☆☆

医療機関等で受診された領収書（県外受診分も含む）を1か月分をまとめてご持参ください。

通院、入院ともに自己負担額の1/2を口座振り込みで払い戻しをします。

《払い戻しの手続きに必要なもの》

- ◆領収書
※金額、患者名、受診日ごとの保険点数、領収日の記載のあるもの。
- ◆健康保険証 ◆特別医療費受給資格証
- ◆振込口座のわかるもの
- ◆代理人が申請する場合は、受給者の印章
（朱肉を使用するもの。代理人の場合は代理人の本人確認書類も必要）

市役所から口座へ
振り込みます。

【お問い合わせ】

米子市役所 市民二課
年金医療担当 ⑥番窓口
電話 23-5123、23-5127

《支払日》

○毎月10日までに払い戻しの申請をされた場合は、翌月9日（休日の場合は翌奇数日）に指定された口座に振り込みます。

※事務処理上、振込月が遅れる場合があります。

《注意事項》

- 保険外、入院時食事療養（生活療養）費標準負担額は助成対象外です。
- 入院又は外来で医療費が高額になる場合は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を保険者で受け、医療機関の窓口に提示してください。

□ 自立支援医療（精神通院）は受けていますか？

精神疾患等により、精神科等で通院治療を受けている方の医療費の一部を公費で負担する制度です。認定を受けると医療費の自己負担が1割になるほか、所得状況により自己負担上限月額が設けられます。手続きは、障がい者支援課（市役所本庁舎1階⑨窓口）でできます。 電話：(0859) 23-5549

特別医療費受給資格証(精神2・3級)の更新について

○特別医療の資格証は、毎年7月1日に更新されます。

- ・資格証の有効期間は、7月1日～翌年の6月30日までです。

【特別医療の更新について】

① 米子市で、精神手帳の有効期間と所得状況等が確認できる場合

6月下旬に新しい年度の資格証を郵送します。(手続きは不要です。)

② 米子市で、精神手帳の有効期間と所得状況等が確認できない場合

6月下旬に郵送で連絡をしますので、特別医療の更新の手続きをしてください。

手続きの際には表面の☆☆申請手続に必要な書類☆☆と同様のものが必要です。

※特別医療費受給資格を1年間更新されない場合、資格喪失となり、医療費の払い戻しが出来ない場合があります。

【注意事項】

- 特別医療費受給資格証(単市精神)の資格判定には、市県民税が非課税であることが条件にあります。受給者、受給者を扶養している方、同一世帯の方の所得状況により資格判定をします。市県民税の申告をされていない場合、資格証を発行できないことがありますので、申告をお忘れにならないようお願いします。
- 年度途中で世帯の異動(所得、転居、転入等)があった場合や障がいの等級が変更になった場合などには、資格が喪失することがあります。
- 所得判定等で資格喪失になった場合でも、所得状況や世帯状況に変動があったときには、再度資格取得できることがありますので、その際にはご連絡ください。

精神手帳の有効期間をご確認ください！

ご注意ください

- 特別医療の受給資格の期間は、精神手帳の有効期限に合わせてあります。
 - 精神手帳の有効期限を過ぎると、特別医療の受給資格もなくなりますので、精神手帳の継続を希望される場合は、再認定の手続きを忘れずにしてください。
- ※精神手帳の再認定手続きは、障がい者支援課(市役所本庁舎1階⑨番窓口)でできます。

電話：(0859) 23-5549

□ 精神手帳の継続(再認定)ができたら・・・

精神手帳の再認定手続きが終わり、精神手帳に新しい有効期限を記載された場合は、市民二課で特別医療の新しい資格証を受ける手続きをしてください。

【必要なもの】

- ・新しい有効期限が記載された精神手帳
- ・健康保険証など
- 表面参照